

日本の学習英文法史 — 「国産」文法項目を中心に—

斎藤 浩一

要旨

We propose a study of EFL School Grammar in Japan by retracing its history. Examining various grammar books used from 1850s to the end of 1890s, this paper discovers that there are several grammatical concepts which are thought to have originated in Japan: Causative Verbs, Verbs of Perception, Complete/Partial Negation, Formal Subject/Object, Subjunctive Past Perfect, Sense-Subject and Participial Construction. By analyzing the historical process in which these new items were created and systematized, the paper unveils the grammarians' uniform and consistent orientation toward linguistic meaning. This finding enables us to see partly what the whole grammatical system is truly about.

キーワード：日本英学史・英語教育史，学習英文法，斎藤秀三郎，意味

1. はじめに

現今英文法教育をめぐる趨勢は、混迷の様相を深めている。1980年代以降、大企業・財界主導にて推進された「実践コミュニケーション」主義は、文法軽視あるいは批判とも呼べる教育動向を生み出した。また、「生成文法」や「認知言語学」をはじめとする欧米先進言語学理論の輸入・転用といった行為が殷賑を極め、教育規範文法への「応用可能性」が模索されていることとも相俟って、8品詞・5文型を基軸とする伝統的な「学習英文法」は、その教授法面、体系内容面の両者に渡り抜本的な見直しを迫られつつある。

しかし、「認知言語学」などの欧米先進輸入言語学理論をかくも性急に「教育」の場に移入せしめんとする前に（「日本」の「学校」における「英語」の「教育」を一つの「学問」として扱い、真に「学的」な根拠に基づいた「政策提言」を行うためには、当然ながら、「（英語）教育学」的な知見や方法論が引照されて然るべきであるが、仮にそうでない場合、それは単なる「政治活動」となる）、まずは「学習英文法」の体系そのものを根源的に理解するという営為が前提となることは言うまでもないであろう。そして、こうした「理解」を可能にする上で有効な術となるのが、「学習英文法」の「過去」を振り返る事、すなわち、この文法体系の「現在」を直接間接に構成する歴史的要因を知悉す

る事である。しかし、このような「学習英文法」の「過去」を正面から取り上げた研究が未だ僅少であるという事実にも反映されている通り、現今英文法教育を取り上げる諸説の多くが、最新の教育政策動向や、新興言語理論といった新説の発掘と紹介に専心するあまり、極めて皮相的・近視眼的な議論に陥りやすく、上記のような「そもそも」論的見地に立脚した原理的・系譜論的考察があまりにも希薄になっているのが現状である。

本論では、以上のような問題意識に基づき、「学習英文法」の歴史的成立過程、中でも日本人学習者を明確に意識した英文典によって新たに付加・改変された文法項目を検討する。そして、これら「国産」文法項目創出の背後にあったとされる動機づけを解明し、「学習英文法」が向かわんとしていた方向性の一端を闡明することで、この文法体系に対する本質的「理解」への一助とすることをその最終的な目的とする。さらに、こうした「過去」の日本人による「国産」文法項目の創出という事態が、英文法教育全体の将来を論じる上で、ある重要な視点を供出し得る史実であることをも示唆する。

2. 日本英文法発達史及び先行研究の概観

1808（文化5）年の長崎におけるフェートン号事件以来、国防をその主な目的として開始された日本の英学は、蘭学者・中野柳圃（1760～1806）を起点とする蘭文法研究の学統が継承される形で、早くから英文法研究への気運が存在していた。1814（文化11）年に成った『諳厄利亜語林大成』の題言に簡略な品詞論が登場することは、この執筆に参加した長崎蘭通詞・吉雄権之助（1785～1831）が中野の高弟であったことを考え合わせても決して偶然ではない（茂住 1981: 42）。『諳厄利亜語林大成』以降、英学は一時衰退の時期を迎えるが、やがてイギリスを中心とした外国船による侵入・狼藉事件が頻発するようになったこともあり、再びその重要性が認識されるようになる。1840～41（天保11～12）年には、江戸天文方見習渋川敬直（六歳）が『英文鑑』の訳述を行うが、これはリンドレー・マレー（Lindley Murray）の英文典をその蘭語版から重訳したものである（『モルレイ氏英吉利小文典』（1866～67）は、この『英文鑑』原本を簡約し復刻したものである）。その後、時代の趨勢は刻々と蘭学から英学へと移り、1857（安政4）年におけるファン・デン・ペイル（Van der Pijl）およびフェルハニイ（Vergani）による蘭文英文典の相次ぐ翻刻は、こうした時代状況の変化を如実に反映するものである（豊田 1939: 212）。

その後、幕末英文法の中心的存在となったのが、『英吉利文典』（俗称：木の葉文典）である。これは、中浜万次郎が1851（嘉永4）年帰朝の際持ち帰った本の一冊、すなわちイギリス・ロンドン出版の *The Elementary Catechisms, English Grammar* であり、手塚律蔵の蘭学塾・又新堂から『伊吉利文典』として翻刻されて以来、明治初期に至るまで広く行われた。そして時代が幕末の動乱を経てやがて明治になると、英語が欧米百般の知識・文物を輸入する手段として認識されたこともあり、夥しい数の英書が日本に輸入さ

れることになる。英文法についてもこうした時代趨勢の例外ではあり得ず、明治初期から中期にかけてピネオ (T. S. Pinneo) やカッケンボス (G. P. Quackenbos)、ブラウン (G. Brown) の英文典、上級者用としてはスウィントン (W. Swinton) 大小文典や、ペイン (A. Bain)、メイソン (C. P. Mason)¹⁾の英文典が相次いで輸入・翻刻され、各地の教育機関や私塾において用いられた。しかし、こうした英語母語話者向け文典が導入される一方で、日本人学習者を明確に意識した英文典も相次いで出版されるようになる。その口火は早くも1871(明治4)年、青木輔清編述『英文典便覧』によって切られ、その後には、ブリンクリ (F. Brinkley) やチェンバレン (B. H. Chamberlain)、インブリー (W. Imbrie)、コックス (W. D. Cox)、ディクソン (J. M. Dixon)、シーモア (J. N. Seymour) といった在日(お雇い)外国人がこれに続く。明治20年代に入ると、斎藤平治や崎山元吉、菅沼岩蔵、松島剛・長谷川哲治といった邦人英語教育家や、富山房などといった出版社からも初学者向け文典が刊行されるようになる。そして、1895(明治28)年にインド人向け英文典としてその初版が成ったネスフィールド (J. C. Nesfield) 「第4文典」²⁾、すなわち *Idiom, Grammar, and Synthesis for High Schools*、そして英学者・斎藤秀三郎(1866～1929)による英文典、とりわけその代表的著書 *Practical English Grammar* (1898～99) によって日本の「学習英文法」の体系内容が一応の完成を見ることになる。

以上の叙述によっても示唆される通り、これまでの日本英学史・英語教育史研究は、日本において行われた英文典の書誌学的研究、あるいはその著者に関する伝記的研究に集中してきたと言える(竹村 1933: 101～166、豊田 1939: 203～273、阿部 1955、池田 1968、1978、井田 1968、南出 1991、伊藤 2004a)。こうした中、その体系内容面の変遷に関する研究も次第に行われるようになり、「意味上の主語」(伊藤 1997a: 13～15、1997b、2003: 125～126、2004b: 48) や「分詞構文」(伊藤 1999、2000: 115、2003: 120～124、2004b: 48、2005: 4) といった用語、あるいは概念が、斎藤秀三郎による独創であることが実証されたことは大きな進歩と見てよいだろう。本論では、こうした先行研究における趨勢と成果とを踏まえながら、(1) 調査・参照文典数の大幅な拡大³⁾、(2) 新たに判明した「国産」文法項目の実証的かつ精密な分析、(3) 「意味上の主語」「分詞構文」成立史の批判的再検討という過程を通して、「国産」項目の成立に共通して作用したと考えられる力学を明らかにしようとするものである。なお、解明された歴史的事実を解釈するにあたっては、その枠組みを専ら言語論レベルに限り、また考察対象年代についても、江戸幕末の『英吉利文典』から斎藤著 *Practical English Grammar* 刊行年までの期間に限定するものとする。

3. 「国産」文法項目の史的検討

3. 1 使役・知覚動詞

現代の英文法教育においては、make、get、have、letなどの「使役動詞」、see、hear、

feel などの「知覚動詞」が導入され、これらの動詞間に横たわるニュアンスの違いや受動態への変換規則などの説明が提示される場所であるが、考察対象年代期における英米人向け文典においては、「後続する動詞が to をとらない原形不定詞である」という形式的条件に基づき、「助動詞」「使役動詞」「知覚動詞」の 3 者が混在した状態であった (Murray 1982: 341, 342, 369, Pinneo 1887: 140, Quackenbos 1888: 116-117, Brown 1875: 88, Mason 1907: 38, 1918: 69, 158, 159, 189, Swinton 1893: 197, 252, Bain 1904: 155, 266)⁴⁾。また、「使役・知覚動詞」が内包する意味についても殆ど解説がなされていないほか、こうした文法用語すら未だ導入されるに至っていない。以下は、江戸幕末の『英吉利文典』における解説である。

A. The *to* of the infinitive must be omitted after the verbs *bid, can, dare, feel, hear, let, make, may, must, need, shall, see, and will*. (開成所 1867: 48)

しかし、日本人向け文典になると *make, have, let* などの「使役」性、*see, hear, feel* などの「知覚」性が注目されるようになる。中でも、こうした解説を先駆的に施していたのが、プリンクリ著『語學獨案内』であり、*feel* や *make* などといった動詞の意味に加え (プリンクリ 1875b: 18, 1875c: 176-178)、「使役」を意味する *get* と *have* のニュアンスの違いや (プリンクリ 1875b: 13)、*let/allow* と *make* の違いについても説明を行っている (ibid: 19)。こうした「意味」に着目する姿勢は、その後のインブリー文典 (Imbrie 1880: 44) やディクソン文典 (Dixon 1886a: 67-68)、シーモア文典においても見える。以下はシーモア著 *More Grammar Lessons for Japanese Students* における解説であるが、先程の形式的条件に加えて、新たに意味が着目されていることに注意したい⁵⁾。

The Infinitive Without “To”

“To” is omitted in the following cases.

After the auxiliary verbs “can,” “may,” “will,” “shall,” “do,” “must.” (中略)

After “have,” when it signifies “to cause” or “to allow” and is followed by a substantive object. (中略)

After “make” and “let.” (中略)

After “see,” “hear,” “watch,” “perceive,” and some other verbs of like meaning, when they are in the active voice. (Seymour 1894: 90-91)

そして、最終的に「使役動詞」を ‘Causative Verbs’、*feel* などの「知覚動詞」を ‘Verbs of Perception’ として体系化したのは、斎藤秀三郎著 *Practical English Grammar* である。これらの分化現象は、一連の「意味の重視」という力学が働いた結果として捉えることができる。

Infinitive without TO.—The “to” is omitted—

(a) After most Auxiliary Verbs:— (中略)

(b) After the Object of the Verbs of Perception—*see, hear, feel, watch, behold observe, perceive*. etc. (中略)

(c) After the Object of the Causative Verbs—*let, make have, bid*. (斎藤 1898: 138)

3. 2 全否定と部分否定

現代の日本人にとって馴染み深いこの項目についても、英米人向け文典において解説が行われている形跡は全く見られない。同様の事実は日本人向け文典についても当てはまり、わずかにインブリーが ‘I suppose the waves aren’t always so high as this.’ (Imbrie 1880: 182) との例文を提示するのみである。こうした否定現象を先駆的かつ本格的に論じていたのは、斎藤秀三郎著 *Practical English Grammar* における以下の解説である。‘Complete negation’、‘Partial Negation’ との名称にも反映されている通り、これらは否定辞と数量詞との「意味」上の相互作用に関する現象である。

“Not Every” (悉クデハナイ) signifies partial negation, and is equivalent to “some,” “not some,” or “few.” Complete negation is expressed by “no,” “none.” (斎藤 1898: 115)

“Not Both” expresses partial negation (=one), just as “not all” means “some.” (ibid: 116)

“Not All” (皆ハナイ) signifies Partial Negation, and is equivalent, not to “no” or “none,” but to “some” and “not some.” (ibid: 127)

3. 3 形式主語・目的語

「形式主語」it が持つ「虚辞」性については、ブラウンやペイン、メイソン、スウィントンによって解説が行われている (Brown 1875: 78, Bain 1904: 28, 275, Mason 1907: 88, 91, 162, 1918: 153, 155, 162, 164, 175, 176, 189, 193, 195, 200, 201, 209, 240, 250, Swinton 1893: 190, 225)。しかし、いずれにおいても ‘*anticipative pronoun*’ (Bain 1904: 284) あるいは ‘*Temporary or provisional subject*’ との呼称が用いられており、「形式主語 (=Formal Subject)」との用語は見当たらない。以下は、スウィントンおよびメイソンによる解説である。

I. **It.**—By an idiom of our language the pronoun *it*, in such constructions as “*It was impossible to recognize him,*” serves to introduce a verb, the real (or logical) subject of

which is placed after the verb., 'It was impossible,' etc. = *To recognize him* was impossible. In this construction "it" may be parsed as the anticipative subject, and the real subject as the *logical* subject. (Swinton 1893: 144)

386. "It is not true that he said that."

Temporary or provisional subject, 'it.'

Real subj. (substantive clause) 'that he said that' (Mason 1907: 104)

一方、「形式目的語」に該当する解説を施していたのは、メイソン唯一人であるが、以下の引用が示す通り、「Formal Object」との用語は用いられていない (Mason 1907: 90、1918: 159、162、164、240、250、255)。

The neuter pronoun 'it' is often used as a temporary or provisional subject or object, to show that an infinitive is coming, and to indicate its construction. (中略)

"He thinks it better not to come." Here 'it' is the temporary object of the verb 'thinks,' and the infinitive 'to come' is the *real object*. (Mason 1907: 144)

こうした解説状況は、日本人向け文典においても踏襲されている。「形式主語」については、斎藤平治が 'anticipative subject' (斎藤 1891: 168) との用語を使用しているほか、その「虚辞」としての機能についても多くの文典が解説を施している (ブリンクリ 1875b: 157、188、Imbrie 1880: 57、Cox 1884: 29、1881: 107、Dixon 1886a: 28、1886b: 58、Seymour 1894: 16、17、20-21)。対照的に、「形式目的語」に該当する説明はほぼ皆無であり、わずかにブリンクリとチェンバレンが例文を提示しながら、「形式目的語」itの機能について示唆的な言及を行うにすぎない (ブリンクリ 1875c: 281、チェンバレン 1879 (下): 4)。これは、日本の「学習英文法」史において「形式目的語」の浸透が「形式主語」に比べ、大幅に遅れていたことを意味している。

こうした中、従来型の 'anticipative' もしくは 'temporary/provisional' といった語に代えて、新たに「形式」という語を採用しようとする動きも存在していた。明治中期を代表する英語雑誌『日本英學新誌』(増田藤之助編集、イーストレキ・村田祐治編集補助) 第64号 (明治27年11月28日発行) がそれで、以下の引用が示す通り、「形式」という語が先駆的に導入されているほか、「形式目的語」についても解説が施されている。

不定詞が名詞の如く用ひられて主格若しくは目的格となるに當り、itなる代名詞これに先んじて預かじめ其の前驅となり先導をなすこと極めて多し。例へば

It was not easy to wound his feelings. 彼れの感情を害することは、そは容易くはあら

ざりき (中略)

の如きにありては、itは形式上の主格にして、則はちいづれも to.....てふ事實上の主格の先驅をなせるものなり

My generous patron had *it* not in his power to introduce me personally. 余が恩人は躬親から余を紹介することをば爲す能はざりし (中略)

の如きに在つては、itは形式上の目的格にして、即はち各々 To introduce....., To cast aside....., so to spend and be spent なる事実上の目的格の豫備となれるものなり (「講述」 1894: 22-23)

そして最終的に現代と同じ ‘Formal Subject/Object’ との用語を用い、その組織化を完成させたのは、斎藤秀三郎著 *Practical English Grammar* である。こうした一連のダイナミズムについても、*it* の「虚辞」としての役割、すなわち、*it* それ自身が実体的な意味を持ち得ず、あくまで文中における「形式」的な機能を担うものであることに着目した結果であると考えられる。何故なら、仮に *it* の形式的特徴のみが注目されていたとすれば、「天候の *it*」などの諸用法に至るまで ‘Formal’ の範疇が拡大されていたはずであるからである。つまり、斎藤による ‘Formal Subject/Object’ という 2 種類の *it* の組織化には、「英文文意の適確な把握」を可能にしようとする意図が働いていたということになる。

When the Subject of a Sentence or the Object of a Factitive Verb is an Infinitive, it is usually thrown to the end of the sentence, “*it*” being used as Formal Subject or Object.

It is the greatest happiness of life to love and to be loved. (中略)

I make *it* a rule not to eat between meals.

I found *it* impossible to go on.

I consider *it* my duty to inform you..... (斎藤 1898: 141)

3. 4 仮定法過去完了

英米人向け文典の多くが、「仮定法」の時制を「現在」と「過去」に限定しており、「仮定法過去完了」を体系化しているものは見当たらない(開成所 1867: 40-41、Pinneo 1887: 95、108、Quackenbos 1888: 58、65、69、73、75、Brown 1875: 46、50、52、55、58、Swinton 1889: 107、184、187、1893: 56、60、73、74、75、76、Bain 1904: 163、165)。また、「仮定法過去完了」が持つ独自の意味機能についても、メイソンとベインが簡略な説明を施すにとどまっている (Mason 1907: 153、1918 167、Bain 1904: 184-185、Cf. 伊藤 2002)。以下はスウィントン大文典における解説である。

III. Subjunctive.

131. The subjunctive mood has two tenses: the present and the past. (Swinton 1893: 60)

しかし、日本人向け独習書として成ったブリンクリ著『語學獨案内』では、現代の「仮定法過去完了」に相当する概念が「接属法既然過去」として体系化されている。

働はたらキ方働詞かた どうし [能動態動詞のこと] 並ならびニ請方働詞うけかた どうし [受動態動詞のこと] ノ定法
既然過去きぜんくわこ [過去完了形のこと] ノ前まへニ接續詞せつぞくしノ ifヲ置テ接属法既然過去おき せつぞくはふき ぜんくわこ もちニ用フ (ブ
リンクリ 1875c: 50)

その後、ディクソンによって ‘past-perfect Subjunctive’ (Dixon 1886a: 55, 1886b: 42) という用語が用いられるが (Cf. 菅沼 1899: 127, 128, 133, 135, 136, 137)、現代と同じ ‘Subjunctive Past Perfect’ との用語を提示した先駆は、『日本英學新誌』第 32 号 (明治 26 年 7 月 13 日発行) におけるイーストレキの解説である。(Cf. 斎藤 1898: 119)。

Subjunctive Past Perfect

He blushed as if he *had* been insulted. 辱かしめられたやうに赤面した

If the empty dishes *had* not been here, I could have declared an oath I had not dined.

からの皿が無かつたなら、食はなんだ事を誓つて斷言できたらうに (イーストレキ 1893: 12)

以上における一連の変遷においても、「過去における非現実」という「仮定法過去完了」固有の「意味」が注目されていたと言える。理由は明白で、仮に if 節内に挿入され得る文の時制形式のみが着目されていたならば、「仮定法過去進行」や「仮定法現在進行」など現代には見られない項目が出現していてもおかしくはないからである。

4. 「意味上の主語」の再検討

不定詞や動名詞に意味上の「主語」を認める解説は、ブラウンやメイソン、ペインによって行われているが (Mason 1907: 38, 161, 1918: 151, 159, 173, 181, 188, 189, 195, 242, Bain 1904: 85, 284, 312, 326)、現在見られるような「意味上の主語」との文法用語は未だ導入されるに至っていない。以下はブラウンおよびペインによる解説である。

Obs.—In the infinitive form of this clause, the subject and predicate are connected *indirectly*. The predicate, instead of being a finite verb, is a verb in the infinitive mood, and its subject is in the objective case. Thus, in the sentence, “He commanded the army to march.” army is the subject, and to march, the predicate; because it is indicated (although indirectly) that the

act of marching is performed by the agent *army*, the sentence being equivalent to, “He commanded that the army should march.” (Brown 1875: 101)

The infinitive may have a subject, as well as an object and qualifying words; this is effected by prefixing ‘for’: ‘*for a prince to be reduced by villany to my circumstances is calamity enough*’. Strictly, however, this is merely an inversion for ‘to be reduced is calamity enough *for a prince*’. (Bain 1904: 266) ⁶⁾

日本人向け文典において最も網羅的な解説を行っていたのは、ブリンクリ著『語學獨案内』である。とりわけ、動名詞句内における主述関係を以下のような形で明示的に説明した功績は大きい。また、前置詞 for/of に後続する名詞と不定詞句との間に成立する主述関係についても、ブリンクリやコックスにより解説が行われている (ブリンクリ 1875b: 172~173、188、Cox 1881: 110、154) ⁷⁾。

Which do you prefer Gonnoske’s acting or Shikan’s? (中略)

How annoyed the Shogun’s people must feel at the Emperor’s having entrusted the government to Sasshiu. (中略)

The Kubo’s restoring the government to the Emperor was the proper thing. (中略)

右等ノ文章ニ於ル Gonnoske’s Shikan’s Emperor’s Kubo’s等ハ物主格 [所有格のこと]
ノ形ニテアレド其實ハ acting, entrusting, restoring, 等ノ働詞ニ對スル主格ノ代理ナルヲ注意ス可シ (ブリンクリ 1875b: 172)

そして、分詞句内に包摂された名詞と分詞との主述関係を新たに指摘した上で、最終的に上記の知見を「意味上の主語」(= ‘Sense-Subject’) として用語・体系化したのは、斎藤秀三郎である (斎藤 1898: 133)。ここで、‘Sense-Subject’ の趣旨とは、文中における「意味」上の主述関係の把握であることを考えれば、斎藤によるこの項目の創出についても、「英文文意の適確な把握」に力点を置いた結果として捉えることができる。

5. 「分詞構文」の再検討

英米人向け文典においては、現代の「分詞構文」に相当する英文が、他の「分詞」の用法と区別されることなく扱われており、「構文 (=Construction)」としての組織化は行われていない。また、「条件」や「付帯状況」、「原因・理由」、「時」など (江川 2008: 344~345)、「分詞構文」が持つ独自の意味機能に関する解説も見当たらない (Murray 1982: 342、Pinneo 1887: 89、142、Quackenbos 1888: 31、60、Brown 1875: 82、Mason 1907: 39、40、85、100、102、103、145、146、1918: 72、148、183、184、186、207、241、Swinton

1889: 102、123、129、148、1893: 63、64、166、170)。以下はスウィントン大文典における解説であるが、本来「分詞構文」とされるべき英文が、単に「分詞句」として指摘されるのみにとどまっていることに注目したい。

A phrase may be introduced by— (中略)

3. A *participle*, thus forming a participial phrase: as—

1. *Having crossed the Rubicon*, Caesar's army advanced on Rome.

2. Children, *coming home from school*, look in at the open door. (Swinton 1893: 207)

例外的に、メイソンおよびベインが「分詞構文」に該当する英文の意味、および同義の副詞節への書き換えを論じている (Cf. Mason 1918: 246、Bain 1904: 189、268、280)。

441. The force of an adverbial clause is often expressed by a participle. Thus, “More destroyed than thus (i.e., *if* we were more destroyed than thus), we should be quite abolished and expire.” “Knowing his duplicity (= *because* I knew, &c.), I was on my guard.” (Mason 1918: 168)

‘Ascending the mountain, we had a wide prospect.’ This is a convenient and elegant abbreviation for ‘we *ascended* the mountain, and had &c.’ ‘Beaten at one point, we made for another’=‘we were beaten, and made—’ (Bain 1904: 155)

34. ‘Respecting ourselves, we shall be respected by the world.’ (中略)

II. *Adjunct of Subject*, ‘respecting ourselves’, *co-ordinating participial phrase*, with the force of an advl. expression of condition modifying the principal clause;= ‘*if or since we respect ourselves*, &c.’ (ibid: 285)

一方、「独立分詞構文」の意味について、その副詞的な機能を含め、網羅的な解説を行っていたのは、ブラウン文典である (Cf. Mason 1907: 86、155、1918: 151、152、280、Bain 1904: 336)。

A noun or pronoun is put absolute in the nominative under the *four* circumstances:—

1. When, *with a participle*, it is used to express a cause, or a concomitant fact (中略)

Obs. 2.—The nominative put absolute *with a participle*, is equivalent to a dependent clause commencing with when, while, if, since or because; as, “I being a child,”—equal to “When I was a child.” (Brown 1875: 89)

またベイン、スウィントン、メイソンの3者は、現代で言う所の「独立分詞構文」を‘Absolute Construction’と用語化し、「構文 (Construction)」としての組織化を行っている (Mason 1907: 156, 1918: 115, Swinton 1893: 194)。以下は、ベインによる解説である。

When the Participle agrees with a Subject different from the Subject of the Verb, the Phrase is said to be in the Absolute Construction: ‘the sun having risen, we commenced our journey’; ‘this said, he sat down’. (中略)

The Subject in the Participial construction is sometimes omitted, and then the Participle is used impersonally: ‘granting this to be true, what is to be inferred from it?’ (Bain 1904: 272~273)

ところで、後の斎藤秀三郎による「分詞構文」創出までの歴史を扱った伊藤 (2003) は、以上の引用に着目し、「ここでの‘Participial construction’は独立分詞構文を指しているが、この用語を斎藤秀三郎は分詞構文全般を指す文法用語として転用したと考えられる。というのも、この時期‘participial construction’を用いている文法家が他にいないからである」(ibid: 122, Cf. 伊藤 1999: 94, 2005: 4) との言及を行っている。斎藤がベイン文典を読んでいたことは既実証されているため (大村 1960: 145)、こうした可能性も完全には捨てきれないが、わずかに一度現れるに過ぎない‘Participial construction’が「転用」されるということは、ベイン文典が300頁を超える大著であることを考え合わせても極めて考えにくいと言わざるを得ない。さらに、ここでベインが用いている‘construction’は、「構文」一般を指し示しているのであって、「分詞構文」という特定の種類の英文に用いられる名称としての‘construction’とは明らかにその使用目的・意図が異なる。よって本論では、以上のような「転用」説とは異なる、より自然な説明を試みてみたい。

日本人向け文典において、「分詞構文」「独立分詞構文」の両者に該当する英文を網羅的に扱っていたのはプリンクリ著『語學獨案内』である。プリンクリは、英語の現在分詞と日本語の「〜して」「〜て」との平行性を認めた上で、その用法を「(石ヲ取テ投ル) 等ノ如ク事業ノ順序ニ付テ云フ」(プリンクリ 1875c: 101) 場合と「(疲テ歩ナヒ) 等ノ如ク事義ノ所以ヲ述ル等ノ場合」(ibid: 101) の2種類に大別している。また、その語用論的・文体的価値についても「辭ガ少ク改ル故書中ニハアレド平常ノ説話ニハ餘リ用ヒズ」(ibid: 101) と説明を加えているほか、こうした英文が同等の意味を持つ副詞節によって書き換えられることをも指摘している。

He took a stone, and threw it at the other's head. }
Taking a stone, he threw it at the other's head. } (ibid: 101)

The country being }
As the country is } now being settled, the standing army might be reduced, I think.
(ibid: 101)

Having }
After I had } learned English thoroughly, I began French. (ibid: 103)

さらに「付帯状況」を示す場合についても「日本語ノ(往ナガラ)(喜ビナガラ)等ノ場合ニ英語ニテハ重ニ現在分詞ヲ充レハ」(プリンクリ 1875c: 171)との解説を加えているほか、日本語の「ナガラ」が「付帯状況」と「逆接」の両者に用いられることをも示している。また、「条件」を示す「分詞構文」についても例文を提示している。

He crossed the bridge, leading the horse. 馬ヲ引ナガラ橋ヲ渡ツタ (ibid: 171)

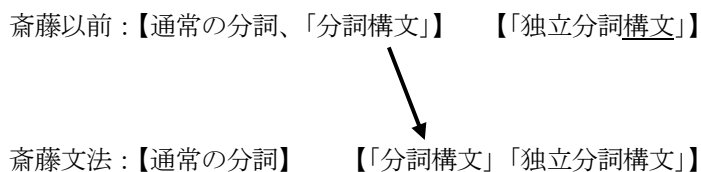
Having experienced the annoyance every day for two months without saying anything, his complaining suddenly now is strange. 最早二箇月ノ間モ日々迷惑ヲシテ居ナガラ申シ出セズニ居テ今更俄ニ訴ルノハ妙ナ譯ダ (ibid: 171)

My capital would hold out, {carrying if I carried} on any extensive business, so it will be best to do something small and safe. (ibid: 180)

以上のような「分詞構文」が持つ独自の意味に関する解説は、コックスやディクソン、シーモアらの文典にも見られるが(Cox 1881: 130, 157, Dixon 1886a: 65, 1886b: 61-62, Seymour 1894: 93, 95-97, 171, 松島・長谷川 1896: 52)、これを「構文」として扱っているものは見当たらず、いずれも「分詞」の用法の一部として論じられるにとどまっている(Cox 1881: 157, Dixon 1886a: 65, 1886b: 61-62, 斎藤 1891: 148-149, 松島・長谷川 1896: 131)。他方、「独立分詞構文」については、‘*Absolute Participial Construction*’ (Cox 1881: 157)、あるいは‘*absolute construction*’ (Seymour 1894: 95)との名称が付与されており、通常の「分詞構文」に先んじて「構文」としての組織化を完成させていたことがわかる。また、それが「分詞構文」と同様の意味を持ち、かつ同義の副詞節による書き換えが可能であることも指摘されている。

そして最終的に「分詞構文」を‘*Participial Construction*’、「独立分詞構文」を‘*Absolute*

(Participial) Construction’ としながら、両者を「構文 (=Construction)」として纏め上げたのは、斎藤秀三郎である (斎藤 1898: 179-187)。ここで、斎藤による「分詞構文」創出までの流れを整理すると、以下のような図式となる。



先程のペインによる解説が示す通り、‘Absolute Construction’ 創出の背景には、該当する「分詞句」が修飾する名詞の文法的特徴、すなわち、その名詞が文中における他の要素と文法関係を持つことのできない「独立」した名詞 (= ‘Nominative Absolute’) であることが考慮されている。つまり、同じ「名詞」を修飾することが可能な通常の「分詞」/「分詞構文」と、「独立分詞構文」との分割とは、頗る「文法」的な視座に基づいたものであったということである。

一方、斎藤はこうした分析とは異なり、「分詞構文」と「独立分詞構文」の両者を「構文」として纏め上げ、通常の「分詞」との間に線引きを行っている。これは、「分詞」をめぐる諸現象を捉える斎藤の視点が、ペインのものとは根本的に異なるものであったことを意味している。換言すれば、斎藤は修飾する「名詞」の「文法」的特徴とは別の要素に着目していたということである。このように考えてくると、斎藤が「分詞構文」という新たな範疇を「独立分詞構文」と並列させる形で作り上げた動機づけが自ずと明らかになってくる。それは、他でもなく、これらの「構文」が共有する特殊な意味機能、すなわち「条件」や「原因・理由」、「付帯状況」、「時」といった意味を持ち、かつ同義の接続詞を用いた副詞節に書き換えられるという特質である。何故なら、これ以外に通常の「分詞」と、「分詞構文」「独立分詞構文」とを明確に区分し得る基準は存在しないからである。斎藤は、その解説文中において ‘The Participle in this construction is grammatically parsed as a Verbal Adjective qualifying its Noun, but is really equivalent to a Verb and Conjunction.’ (斎藤 1898: 179) との言葉を残しているが、こうした言及からも斎藤が従来型の「文法」的視点到代え、「意味」的視点でもって体系化を行おうとしていた姿勢が窺える。

6. 結論及び今後への示唆

本論では、「学習英文法」の歴史的成立過程において創出された「国産」文法項目を検討した。そしてこれらの成立には、「意味の重視」という一貫した力学が作用していることを示し、また同時に、先行研究により指摘されていた「意味上の主語」や「分詞構文」

といった項目の創出についても、同様の要因でもって統一的・相同的な説明が可能であることを論じてきた。ここで当然のことながら、当時の日本人が何故「意味」を重視したのか、という新たな問題が浮かび上がるが、この問題に適切な解答を与えるためには、本論が予め設定した「言語論」レベルを超える新たな史実解釈の枠組みが必要となる。これについては、他日を期したい。

しかし、斎藤秀三郎を中心とする日本人向け文典著作家が、英米由来の文法体系を改変・「国産」化したという歴史的事実は、少なくとも次の2点を示すものである。すなわち、(1)「日本の学習英文法」とは、突如として恣意的に発生した文法体系ではなく、「近代日本」における「英文法教育・学習」という独自の文脈・文化環境にて醸成された歴史的産物であること、(2) 従って、「学習英文法」の体系内容には、「日本の英文法教育・学習」特有の論理あるいは価値が付与されており、「欧米」の「科学的」文法理論が内包するそれと合致する保証はどこにもないこと、である。言うまでもなく、本論は、「歴史」を徒に賛美・称揚することで、「現代」の「英文法教育・学習」の有り様を一方向的に裁断するような歴史決定論的保守主義に立つつもりは毛頭ない（そもそも歴史学は「歴史から実用的教訓を得ることを目的としていない」（遅塚 2010: 46）ため、その研究成果のみでもって「政策提言」を行うことを意図しない。「過去」の「歴史」は「現代」的な問題解決のための「答え」ではあり得ず、後の「(英語)教育学」的議論への参考に供することがその「職分」（ランケ 2001: 74）と「限界」（ibid: 74）である）。しかし、歴史的現実を遊離した「新しい」（大西 2005: 3、佐藤・田中 2009）英文法体系を安易に移入する前に、まずは「日本」の「英文法教育・学習」に胚胎する個別独自の論理と価値とを慎重に精査・認識してからでも遅くはないということを提起して本論の結びとしたい。

付記：本論は、日本英語教育史学会第220回月例研究会（2009年4月19日、専修大学）において「学校文法成立史：『国産』文法項目を中心に」と題して行われた発表に、加筆・修正を施したものである。

注

- 1) メイソンの文典は、長らく「明治時代の日本に浸透した形跡はない」（大村 1960: 145）ものとされ、斎藤秀三郎を中心とした日本人英学者に対する影響が論じられることは無かった。しかし、斎藤が1880（明治13）年に入学した工部大学校の図書館書籍目録に、Mason 著 ‘*English Grammar*’（1878年版では81部、1880年版では80部）および ‘*Outlines of English Grammar*’（両年共に6部）の収蔵を示す記述が見られることから（工部大学校 1878: 45、1880: 58）、メイソン文典は既に明治初期には日本において受容されていたことが証明できる。なお、本目録に見える ‘*English Grammar*’ とは具体的にどの著書を表しているのか判然としないが、本論では史料入手上の制約、および伊藤（2004a）に基づき、*English Grammar: Including Grammatical*

Analysis (1858年初版)を調査対象としている。

- 2) なお、インド人向けのネスフィールド文典については、日本人向けの「国産」文法項目を検討するという本論の趣旨を鑑み、記述・考察の対象には含めないこととする。
- 3) 例えば、前掲の伊藤による一連の研究では、ブリンクリやインブリー、青木輔清、チェンバレン、崎山元吉、斎藤平治、松島剛・長谷川哲治らによる英文典、あるいは『日本英學新誌』などの英語雑誌による英文法解説が調査・記述の対象から抜け落ちている。
- 4) こうした解説は、青木(1871: 23, 27)や富山房(1898: 92)といった文典においても踏襲されている。
- 5) 以下、引用文中における下線ならびに角括弧による注はいずれも引用者による。
- 6) 伊藤(1997b: 165)は、ベイン文典が *for-to* 構文に伴う「意味上の主語」に関する解説を一切行っていない旨を報告しているが、本論の主張と食い違う。
- 7) 伊藤(1997b: 166-167)は *to* 不定詞の「意味上の主語」を指摘した先駆としてコックス文典を挙げ、「この Cox の不定詞の分析は、構造分析を深め *Sense Subject* にたどりつく道」を切り開き、「文法用語発達上の『踏み台』となった」(ibid: 167)と報告しているが、これは修正が必要であろう。何故なら、「意味上の主語」に関する言及を行ったコックスの文典(Part II)は1881年にその初版が刊行されているが、その6年前にはブリンクリが同様の指摘を行っているからである。またコックスはベインの文典を確実に読んでいたこと(Cox 1884: Preface)、そして不定詞に「意味上の主語」を認める言及はベインによって既になされていることを考えれば、*for-to* 構文における「意味上の主語」の「踏み台」を提供したのはベイン、あるいはブリンクリであるとするのが正確である。

参考文献

- 青木輔清(編述)(1871)『英文典便覧』紀伊国屋源兵衛
- 阿部礼子(1955)「我国における英文法の変遷」昭和女子大学光葉会『学苑』第175号、pp. 39-99
- 池田哲郎(1968)「英語教科書」日本の英学100年編集部編『日本の英学100年 明治編』研究社、pp. 358-378
- (1978)「英語教科書の歴史」池田哲郎他『教材と教育機器』(現代の英語教育—9)、研究社、pp. 1-18
- イーストレキ(1893)「高等英文典講義」『日本英學新誌』第32号(明治26年7月13日発行)、pp. 10-12
- 井田好治(1968)「英文法——紹介と研究」日本の英学100年編集部編『日本の英学100年 明治編』研究社、pp. 253-287
- 伊藤裕道(1997a)「文法用語の変遷史」『現代英語教育』1997年8月号、pp. 12-16
- (1997b)「文法事項の史的検討(その1)——*Sense Subject* 及び *the way how*——」『日本

- 英語教育史研究』第12号、pp. 163～191
- (1999) 「現在分詞と動名詞 (—ing form) ——文法事項の史的検討 (4)」『日本英語教育史研究』第14号、pp. 67～104
- (2000) 「刊行100年 斎藤秀三郎 *Practical English Grammar* (1898-99) 管見」『日本英語教育史研究』第15号、pp. 113～132
- (2002) 「「仮定法」の英文法教育史——文法事項の史的検討 (5)」『日本英語教育史研究』第17号、pp. 41～75
- (2003) 「英文法教育の歴史と大学における英文法教育の今日的課題」拓殖大学言語文化研究所『語学研究』第102号、pp. 93～135
- (2004a) 「日本学習英文法関係書誌 (江戸末期・明治・大正・戦前昭和) 覚え書」日本英語教育史学会第20回全国大会発表資料、2004年5月16日
- (2004b) 「日本英語教育における歴史実証研究の復権を」『日本英語教育史研究』第19号、pp. 41～50
- (2005) 「日本における学習英文法の歴史と課題 (中間報告)」日本英語教育史学会第185回月例研究会発表資料、2005年6月19日
- 江川泰一郎 (2008) 『英文法解説』(改訂3版) 金子書房
- 大西泰斗 (2005) 『英文法をこわす——感覚による再構築』NHK ブックス
- 大村喜吉 (1960) 『斎藤秀三郎伝 その生涯と業績』吾妻書房
- 開成所 (1867) 『英吉利文典』(第6版)
- 「講述」(1894) 『日本英學新誌』第64号 (明治27年11月28日発行)、pp. 22～24
- 工部大学校 (1878) *Catalogue of books, contained in the Library of the Imperial College of Engineering, (Kobu-Dai-Gakko), Tokei.* 工部大学校
- (1880) *Catalogue of books, contained in the Library of the Imperial College of Engineering, (Kobu-Dai-Gakko), Tokei.* 工部大学校
- 斎藤秀三郎 (1898—99) *Practical English Grammar.* (初版) 興文社
- 斎藤平治 (1891) 『英文法講義』(初版) 有明堂
- 崎山元吉 (1893/1899) 『英語教授書 第一巻』(第8版) 崎山敏輔
- (1894) 『英語教授書 第二巻』(初版) 崎山敏輔
- 佐藤芳明・田中茂範 (2009) 『レキシカル・グラマーへの招待——新しい教育英文法の可能性』開拓社
- 菅沼岩蔵 (1894/1899) *Primary English Grammar for Japanese Students.* (第13版) 三省堂
- 竹村覚 (1933) 『日本英學發達史』研究社
- 遅塚忠躬 (2010) 『史学概論』東京大学出版会
- チェンバレン (1879) 『英語變格一覽』(初版) 一貫堂
- 豊田實 (1939) 『日本英學史の研究』岩波書店

- 富山房（編）（1896/1898）『英文典問答』（第3版）富山房
- ブリンクリ（1875a）『語學獨案内 初編』（初版）印書局
- （1875b）『語學獨案内 二編』（初版）日就社
- （1875c）『語學獨案内 三編』（初版）日就社
- 松島剛・長谷川哲治（1896）『新式英文典教科書』（初版）春陽堂
- 南出康世（1991）「第4章 文法書」大阪女子大学附属図書館編『大阪女子大学蔵蘭学英学資料選』、
pp. 157～173
- 茂住實男（1981）「天文方における外国語学習法——馬場佐十郎を通して」青山学院大学教育学会
『教育研究』第25号、pp. 27～53
- ランケ著・相原信作訳（2001）『政治問答 他一篇』岩波書店
- Bain, A. (1869/1904) *A Higher English Grammar*. (New Edition) Longmans and Co.
- Brown, G. (1823/1875) *The First Lines of English Grammar*. (A new edition) William Wood and Co.
- Cox, W. D. (1880/1884) *A Grammar of the English Language for Japanese Students*. Part I. (第4版) 丸屋
善七
- (1881) *A Grammar of the English Language for Japanese Students*. Part II. (初版) 丸屋善七
- Dixon, J. M. (1881/1886a) *A Handbook of English for the Use of the Students in the Imperial College of
Engineering, Tokyo*. (第3版) 工部大学校
- (1886b) *English Lessons for Japanese Students*. (初版) 共益商社
- Imbrie, W. (1880) *Handbook of English-Japanese Etymology*. Meiklejohn and Co.
- Mason, C. P. (1858/1918) *English Grammar: Including Grammatical Analysis*. (Forty-second edition) G. Bell
and Sons, LTD.
- (1907) *Outlines of English Grammar for the Use of Junior Classes*. (Twenty-second edition)
G. Bell and Sons, LTD.
- Murray, L. (1982) *Abridgment of Murray's English Grammar*. 大塚高信（編）『Lindley Murray: English
Grammar, adapted to the different classes of learners. モルレイ氏著：英吉利小文典』南雲堂、pp. 323
～387
- Pinneo, T. S. (1854/1887) *Primary Grammar of the English Language for Beginners*. (翻刻版) 開成堂
- Quackenbos, G. P. (1864/1888) *First Book in English Grammar*. (翻刻版) 戸田直秀
- Seymour, J. N. (1890/1894) *More Grammar Lessons for Japanese Students*. (第3版) 博聞社
- Swinton, W. (1877a/1889) *New Language Lessons: An Elementary Grammar and Composition*. (翻刻第3
版) 戸田直秀
- (1877b/1893) *A Grammar Containing the Etymology and Syntax of the English Language*. (翻
刻第5版) 六合館